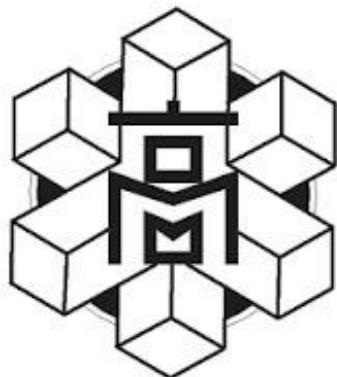


# 「学校いじめ防止基本方針」



北海道紋別高等学校  
(平成30年3月改定)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

これまで、全ての生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、北海道教育委員会より、平成24年8月3日に緊急メッセージ「いじめをなくしあげがえのない子どもたちの命を守るために」、平成28年4月8日にいじめ根絶に向けたメッセージ「いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに」が発信され、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に向けた取組が進められています。本校においても、いじめの問題への取組の一層の充実のため、学校内の連携を深め、生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要があると考えます。

平成26年4月、北海道においては、「北海道いじめの防止等に関する条例」が施行されました。「北海道いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために策定されたものです。本校においても、これらの条例に基づき、この度「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するために、学校、家庭、地域、その他の関係者の相互の一層の連携協力の下、学校全体でいじめの問題を克服することを目指して行なっていきます。

# 学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

### 2 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

### 3 いじめの内容

#### (1) いじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) いじめの要因

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメ

ト、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起り得る。

- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと握りしめ、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。
- ・ いじめは、生徒の人権に関する重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起り得る。

### (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## II 学校いじめ基本方針

全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定の意義

- 教職員がいじめを抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織して一貫した対応となるようにする。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止へつなげる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。

### 2 学校の取組

いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容に取り組む。

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行う。
- いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化
- いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成等）
- 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法を設定
- 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修を実施
- 「学校いじめ対策組織」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組

### 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### (1) 意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

## (2) 学校いじめ対策組織

### ＜構成＞

- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
- ・自校の複数の教職員については、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医で構成する。
- ・必要に応じて、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。

### ＜体制整備＞

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

## 4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

### (2) 学校の取組

- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- ・配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- ・生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ・生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

- ・家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- ・生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- ・生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- ・学校は、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生る必要な指導を組織的に行う。
- ・いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

### (3) いじめの早期発見

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員での確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整えいじめの実態把握に取り組む。
- ・学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ・アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。

## 5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

### (1) ネットいじめの予防

#### ア 保護者への啓発・協力依頼

- ・インターネットや携帯電話の使用に関する保護者の見守り
- ・フィルタリング

#### イ 情報教育の充実

「教科情報」におけるネットモラル教育の充実

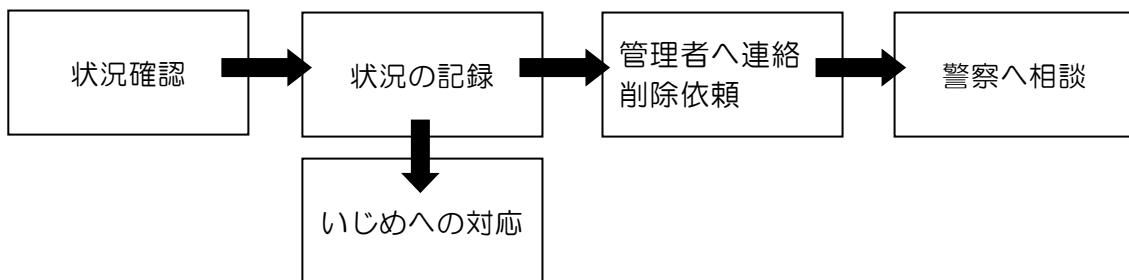
#### ウ ネット社会についての講話・研修会の実施（保護者・教員、生徒）

## (2) ネットいじめへの対処

### ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
- ・学校独自の定期的なネットパトロールによる情報

### イ 不当な書き込みへの対処



## 6 重大事態の対処

### (1) 学校における対処

- ・重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告する。
- ・いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・被害生徒や保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

### (2) 重大事態

重体事態とは、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

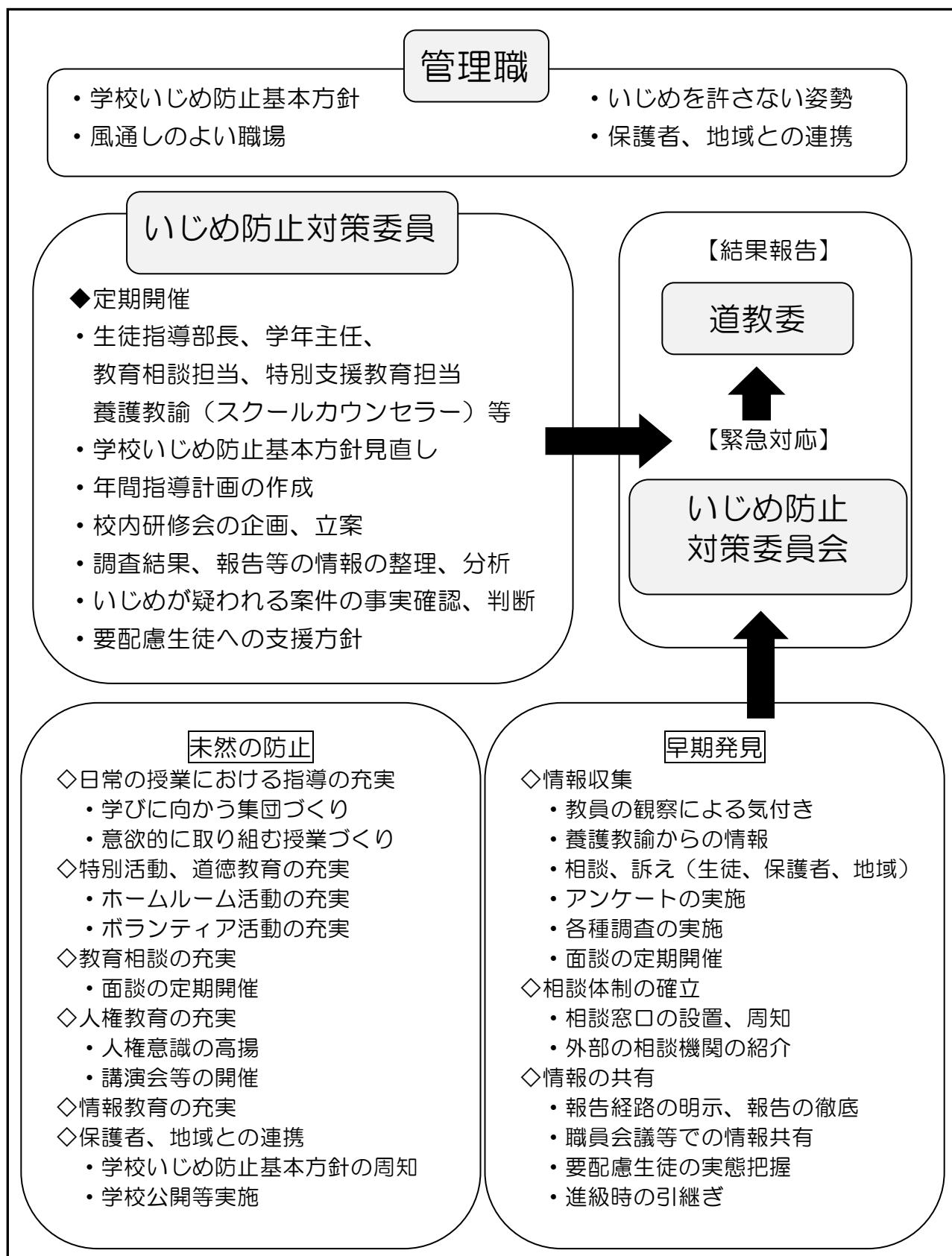
○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などが該当する。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

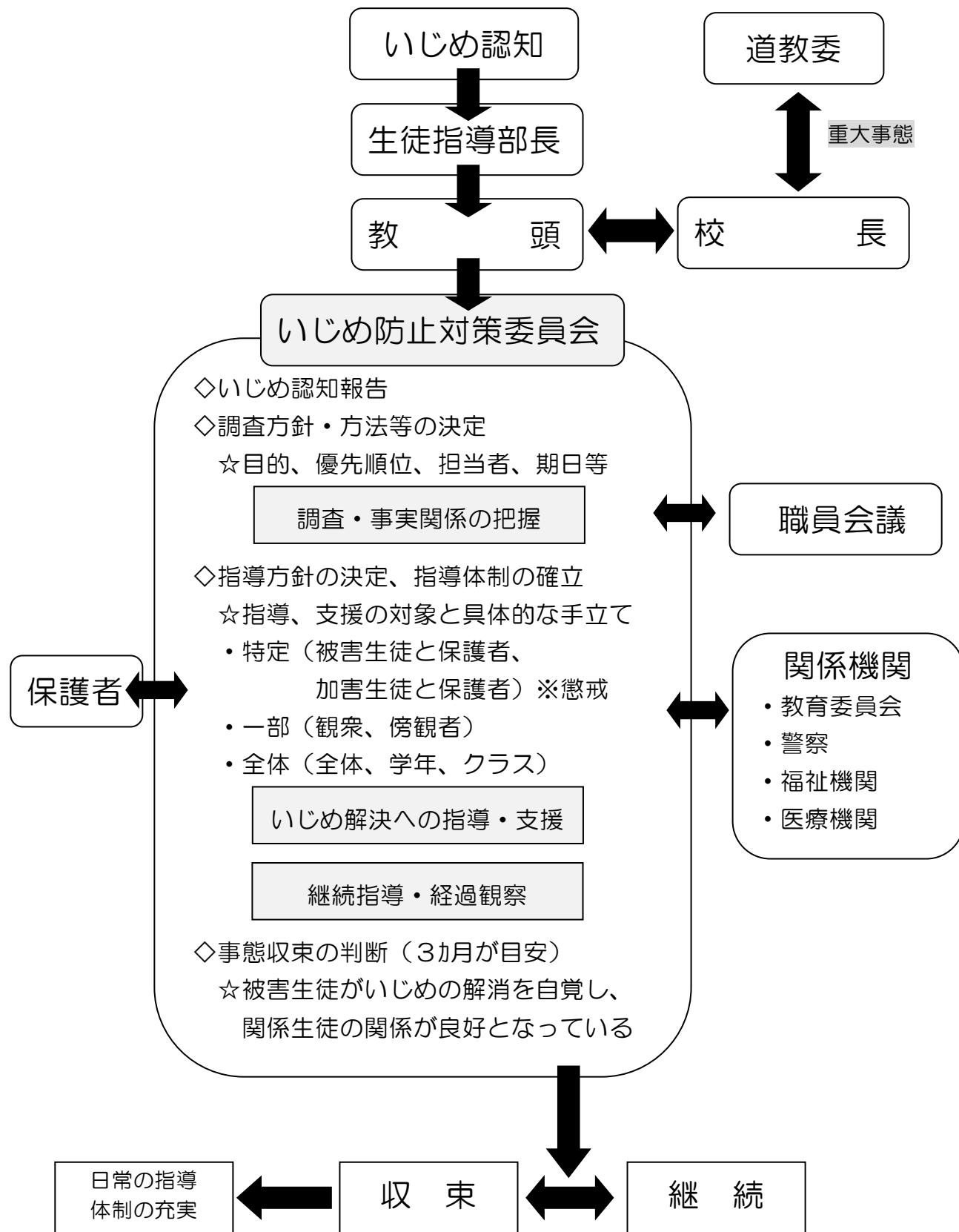
## 【資料1】

### 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## 【資料2】

### 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



## 【資料3】

### いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

#### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される 休み時間等
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

#### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

## 【資料4】

### 教室・家庭でのサイン

#### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

#### サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る
- 筆記用具等の貸し借りが多い
- 壁等にいたずら、落書きがある
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている

#### 2 家庭でのサイン

#### サイン

- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
- 電話に出たがらなったり、友人からの誘いを断ったりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあったりする
- 遊び友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある

- 
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
  - 登校時刻になると体調不良を訴える
  - 食欲不振・不眠を訴える

- 
- 学習時間が減る
  - 成績が下がる

- 
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
  - 自転車がよくパンクする
  - 家庭の品物、金銭がなくなる
  - 大きな額の金銭を欲しがる

## 【資料5】

# 家庭における「いじめ発見」チェックシート

### 〈言動・態度・情緒〉

- 1 学校へ行きたがらない。「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- 2 一人で登校したり、遠回りして帰ってくるようになる。
- 3 イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 4 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 5 言葉遣いが乱暴になり、家族に反抗したり八つあたりをする。
- 6 学校の様子を聞いても言いたがらない。友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 7 いじめられている友人の話、友達や学級の不平・不満を口にするようになる。
- 8 すぐに謝るようになる。
- 9 無理に明るく振る舞おうとする。
- 10 外に出たがらない。
- 11 携帯電話に敏感になる。友達からの電話に丁寧な口調で応答する。
- 12 「どうせ自分はだめだ。」などの自己否定的な言動が見られ、現実を逃避することや死について関心を持つ。

### 〈服装・身体〉

- 13 朝、腹痛や頭痛など、体の具合が悪いと訴える。トイレからなかなか出てこなくなる。
- 14 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりするようになる。
- 15 寝付きが悪かったり、疲れなかつたりする日が続く。

### 〈持ち物・金品〉

- 16 学用品や所持品、教科書を紛失したり、落書きされたり、壊されたりする。
- 17 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。

### 〈その他〉

- 18 親しい友達が家に来なくなり、見かけない子がよく訪ねてくるようになる。
- 19 親の学校への出入りを嫌う。

※本チェックリストは、あくまで一例であり、各項目を確認することによりすべてのいじめを発見できるという性質のものではありません。各ケースについては、本チェックリストを参照しつつ、個別の状況を踏まえて検討する必要があります。

### 【参考】

「沖縄県いじめ対応マニュアル」（沖縄県教育委員会）、「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」（綾瀬市教育委員会）